

保険法の見直しに関する中間試案の
取りまとめに向けた議論のためのたたき台（3）

（前注）本資料における資料作成上のルールは、基本的に「[保険法部会資料9](#)」と同じであるが、「」を付した事項については、実質的な規律の内容を本文に掲げ、法文を意識した記載をしていないところもある。

第4 生命保険契約に関する事項

（生命保険契約に関する事項関係前注）

1(1)のとおり、生命保険契約には死亡を保険事故とする契約（死亡保険契約）と生存を保険事故とする契約（生存保険契約）とがあるが、各項目の本文には、死亡保険契約を前提とした規律を記載し、生存保険契約にも同様の規律を設ける必要があるかどうかについては、（注）に記載している。

1 生命保険契約の成立

(1) 生命保険契約の意義

生命保険契約は、当事者の一方が相手方又は第三者の生存又は死亡に関して一定額の金銭の支払その他の財産上の給付をすることを約し、相手方がこれに対して保険料を支払うことを約することによって、その効力を生ずるものとする。

（現行商法の関連条文）

第673条 生命保険契約ハ当事者ノ一方カ相手方又ハ第三者ノ生死ニ関シ
一定ノ金額ヲ支払フヘキコトヲ約シ相手方カ之ニ其報酬ヲ与フルコトヲ約
スルニ因リテ其効力ヲ生ス

（注）現行商法第673条の「金額ヲ支払フ」という文言は、保険給付が金銭の支払であることを前提としているが、本文ではこのような限定をすることをやめ、金銭の支払以外の財産上の給付（いわゆる現物給付）を定める場合をも生命保険契約として位置付けることとしている（損害保険契約における保険者の給付については、第1の1(1)の（注1）参照）。

（補足）1 本文では、いわゆる現物給付を生命保険契約の保険給付として位置付けることを提案している。

いわゆる現物給付については、物の引渡しに限られず、労務や役務（サービ

ス)の提供を含むものとするのが考えられ、この場合には、給付の内容によっては、保険者が契約上の債務を負いつつ、その債務の履行として保険者以外の第三者が現実の給付行為をすることも考えられる。

もっとも、現物給付も保険契約に基づく給付であり、収支相等原則が採られているかどうかを検証する必要があること等から、金銭に見積もることができるものである必要があると考えられる。

なお、生命保険契約における現物給付は、定額保険の給付である以上、保険契約の締結時に給付の内容又はその決定基準が一定額のものとして具体的に定められている必要があり、保険事故が発生した時にはその定められたところに従って保険給付が行われることになるから、損害保険契約における保険給付とは明確に区別されるものである(例えば、人が死亡したことによって必要な費用等の損害をてん補する保険契約は損害保険契約であって、仮にこれについて現物給付が約定されたとしても、本文の生命保険契約ではない。)。

- 2 本文は、民法の売買契約の意義に関する規定(同法第555条)等と同じく、保険契約が双務・有償契約であること、各当事者の給付の内容等を明らかにするものであるが、その内容については、「当事者の一方」や「相手方」等を明確に規定することを含め、なお検討することとする。また、「保険金額」や「保険金受取人」など金銭の支払を前提としていると考えられる用語をどうするかについても、なお検討することとする。

(2) 他人を被保険者とする死亡保険契約

(現行商法の関連条文)

第674条 他人ノ死亡ニ因リテ保険金額ノ支払ヲ為スヘキコトヲ定ムル保険契約ニハ其者ノ同意アルコトヲ要ス但被保険者カ保険金額ヲ受取ルヘキ者ナルトキハ此限ニ在ラス

・ (略)

(他人を被保険者とする死亡保険契約関係前注)

傷害・疾病等を原因とする死亡給付についても、被保険者の死亡を保険事故とする生命保険契約と整合的な規律とする必要があるため、ここでまとめて検討するが、その契約法上の位置付けについては、なお検討することとする。

ア 被保険者の同意によって弊害を防止する方法(原則)

他人を被保険者とする死亡保険契約は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じないものとする。

(問題点) 1 被保険者に対する情報提供の在り方についてどのように考えるか。

2 一定の場合には、保険契約締結後に被保険者が契約関係から離脱することを認めるものとするのが考えられ、その具体的要件としては、例えば、次のようなものが考えられるが、どうか。また、これらの場合以外にも離脱を認めるべき場合はないか。さらに、被保険者が未成年者である場合については、これよりも広く離脱を認めることも考えられるが、どうか。

(1) 重大事由による解除の要件を具備する場合（保険法部会資料7）の第5の7参照。なお、詳しくは生命保険契約の終了のところでまとめて検討することとする。）

(2) 被保険者と保険金受取人〔保険契約者〕との親族関係が終了した場合

(注1) 被保険者の同意は、保険契約の当事者である保険者又は保険契約者に対してすれば足りると考えられる（2(3)の(注2)参照）。

(注2) 被保険者が未成年者の場合には、当該未成年者の同意がなければならないものとする（原則としてその法定代理人の同意を得てする必要がある。民法第5条、第818条第3項参照）。なお、未成年者に意思能力がない場合には、その同意ということを考える余地はないため、イの規律によってのみ契約の効力が認められることになる。

(注3) 未成年者以外の制限行為能力者に関する規律の在り方については、なお検討することとする。

(注4) 団体生命保険契約について、被保険者の同意に関する特別の規律は設けないものとする。

(注5) 契約締結後に新たに被保険者が生じた場合（例えば、いわゆる家族保険契約や団体生命保険契約の場合）には、その者の同意を得るか、イの規律による必要があることになる。

(注6) 本文の規律に反する特約は、無効とするものとする。

(注7) 他人を被保険者とする生存保険契約については、本文の規律と同様の規律は設けない（現行商法第674条第1項と同じく、被保険者の同意を効力要件とはしない）ものとする。

(補足) 1 本文は、現行商法第674条第1項本文の規律を維持しつつ、他人を被保険者とする死亡保険契約においては被保険者の同意が効力要件であり、これを欠く契約は無効であることを明確に規定することとしている。

2 (問題点) 1では、被保険者の同意は必ずしも書面によることを要しないものとするを前提として、同意を得る際の被保険者に対する情報提供の在り方について問題提起している。現行商法の解釈上、被保険者の同意は、自己を被保険者とする死亡保険契約が締結されること及び契約内容を認識した上である必要があるといわれており、このような認識を欠く場

合にはそもそも「同意」があったとはいえないから、契約は効力を生じないことになると考えられるが、この点を担保するための何らかの手当てが必要かどうかを問うものである。

なお、契約が更新又は更改されることを前提とした契約において、被保険者がそのこと及び更新又は更改の内容を認識した上で同意をした場合には、最初に被保険者となる時に同意を得れば足り、その後の更新又は更改の都度、同意を得ることまでは要しないと考えられる。

- 3 未成年者を被保険者とする生命保険契約の規律の在り方について、(注2)では、公序良俗(民法第90条)に反する場合等を除き、このような保険契約も有効であることを前提として、未成年者を被保険者とする場合に関する特別の規律を設けることを提案している。

(注2)では、未成年者に意思能力がある場合には、その者(及びその法定代理人)の同意を得る必要があることとしているが、意思能力がある場合にイの規律によることも可能である。

なお、法定代理人が同意をすることが利益相反に当たる場合の規律については、なお検討することとする。また、未成年者を保険契約者兼被保険者とする保険契約をその法定代理人が締結する場合の規律についても、なお検討することとする。

- 4 (注4)では、団体生命保険契約について被保険者の同意に関する特別の規律は設けないものとしていることから、イの規律によることが可能な場合を除き、本文の規律により、個々の被保険者の同意が必要ということとなる。

イ 被保険者の同意以外の方法によって弊害を防止する方法(例外)

アにかかわらず、次に掲げる場合には、被保険者の同意がないときであっても、他人を被保険者とする死亡保険契約は、その効力を有するものとする。

(ア) 保険事故が保険契約者の管理若しくは監督下において発生し、又は保険契約者と被保険者が共通の目的をもって行う一定の業務若しくは活動に関して発生したものに限定されている場合であって、被保険者又は保険事故発生時に被保険者と生計を一にする親族を保険金受取人に指定する場合

(イ) 保険契約者と生計を一にする親族を保険契約者ととも被保険者とする場合であって、被保険者又は保険事故発生時に被保険者と生計を一にする親族を保険金受取人に指定する場合

(問題点) 1 本文の場合には、保険契約締結後に被保険者が契約関係から離脱する

こと（ただし、理由なく離脱することができるのは、被保険者において契約が締結されたこと及びその内容を知ってから一定期間内に限定すること、その期間経過後はアの（問題点）2と同じ場合に限り、離脱することができるものとする）を認める必要があると考えられ、その前提として、契約締結後に、保険契約者〔又は保険者〕が被保険者に対して契約が締結されたこと及びその内容を知らせる必要があると考えられるが、そのような規律はどのような場合に必要で、その内容についてどのように考えるか。

2 本文の場合には、さらに、アの（問題点）2の(2)の場合、あるいは被保険者の死亡を保険事故とする保険金が支払われることが被保険者の意思に反する場合（被保険者において保険契約が締結されたこと及びその内容を知ってから遅滞なく（問題点）1の離脱の請求をしなかった場合を除く。）には、保険者は、保険金を支払う責任を負わないものとすることが考えられるが、どうか。

3 被保険者が未成年者である場合の規律について、例えば、被保険者が成人の場合よりも離脱を広く認めるものとする等について、どのように考えるか。

4 本文の場合について、他に必要な規律はないか。

（注1） 本文の「親族」は、六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族（民法第725条参照）及び婚姻又は縁組の届出をしていないが被保険者と事実上夫婦又は養親子と同様の関係にある者とするものとする。

（注2） 未成年者以外の制限行為能力者に関する規律の在り方については、なお検討する必要がある。

（注3） 団体傷害・疾病保険契約について、被保険者の同意に関する特別の規律は設けないものとする。

（注4） 契約締結後に新たに被保険者が生じた場合（例えば、自動車保険契約の搭乗者傷害条項）の規律については、アの（注5）参照。

（注5） 本文の規律の強行規定性及び規律の対象については、アの（注6）、（注7）参照。

（補足）1 本文では、第7回会議における議論を踏まえ、保険の利便性等に配慮しつつ、現行商法第674条第1項本文の趣旨を実現するための規律を設けることを提案している。具体的には、他人である被保険者の同意がなくても、契約を有効に締結することができる場合を限定的に列記している。

本文のうち(ア)は、自動車保険の搭乗者傷害条項や、遊園地等の施設入場者やイベント参加者の傷害保険契約、団体の管理下における傷害を保険事故とする傷害保険契約等のように、保険事故が保険契約者と関係のある一定の場合に限定されており、保険契約者が被保険者の死亡等を保険事故と

する保険契約を締結する必要性が高く、その合理性もあると認められる場合を定めたものである。

また、(イ)は、いわゆる家族保険契約のような「家族」をまとめて被保険者とする契約を念頭に置いているが、例えば職場で世帯主が家族もまとめて被保険者とする保険契約を締結する場合にも同様の規律でよいとも考えられ、規律の及ぶ範囲やその規定振りについては、なお検討する必要がある。

これらの場合には、アの規律によって被保険者の同意を得ることも可能であり、被保険者の同意を得た場合には、イの(問題点)に記載した規律は及ばず、専らアの(問題点)に記載した規律が及ぶことになる。

- 2 (問題点) 2 は、保険契約が締結されたこと及びその内容について知らされる機会がなく、(問題点) 1 の規律による離脱の機会がないまま保険事故が発生した場合の規律として、被保険者の意思を尊重するために、保険者は保険金の支払責任を負わないものとするものの当否を問うものである。

なお、他人である被保険者に対して同意を求めたところ同意を拒絶されたような場合には、(問題点) 2 の規律により、保険者は保険金を支払う責任を負わないとすることが考えられるが、アの規律とイの規律との関係については、なお検討することとする。

(3) 危険に関する重要な事項についての事実の告知 【各契約共通事項】

(現行商法の関連条文)

第 6 4 4 条 保険契約ノ当時保険契約者力悪意又ハ重大ナル過失ニ因リ重要ナル事実ヲ告ケス又ハ重要ナル事項ニ付キ不実ノ事ヲ告ケタルトキハ保険者ハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得但保険者力其事実ヲ知り又ハ過失ニ因リテ之ヲ知ラサリシトキハ此限ニ在ラス

前項ノ解除権ハ保険者力解除ノ原因ヲ知リタル時ヨリ一个月間之ヲ行ハサルトキハ消滅ス契約ノ時ヨリ五年ヲ経過シタルトキ亦同シ

第 6 4 5 条 前条ノ規定ニ依リ保険者力契約ノ解除ヲ為シタルトキハ其解除ハ将来ニ向テノミ其効力ヲ生ス

保険者ハ危険発生ノ後解除ヲ為シタル場合ニ於テモ損害ヲ填補スル責ニ任セス若シ既ニ保険金額ノ支払ヲ為シタルトキハ其返還ヲ請求スルコトヲ得但保険契約者ニ於テ危険ノ発生力其告ケ又ハ告ケサリシ事実ニ基カサルコトヲ証明シタルトキハ此限ニ在ラス

第 6 7 8 条 保険契約ノ当時保険契約者又ハ被保険者力悪意又ハ重大ナル過失ニ因リ重要ナル事実ヲ告ケス又ハ重要ナル事項ニ付キ不実ノ事ヲ告ケタ

ルトキハ保険者ハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得但保険者カ其事実ヲ知り又ハ過失ニ因リテ之ヲ知ラサリシトキハ此限ニ在ラス
第六百四十四条第二項及ヒ第六百四十五条ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

(危険に関する重要な事項についての事実の告知関係前注)

告知義務違反の効果については、エのとおり、現行商法の立場を維持するか、それともいわゆるプロ・ラタ主義を採用するかという問題があるが、義務違反の効果を導くための要件等については、第1の1(3)のアからウまでの規律を前提としている(第8回会議において御指摘いただいた点については、なお検討することとする。)

なお、告知義務違反により契約が解除された場合の保険料積立金等の返還については、保険契約の終了関係のところ、検討することとする。

エ 告知義務違反の効果

A案 保険事故が発生したとしても、告知されなかった事実と当該保険事故との間に因果関係がない場合を除き、保険者は責任を全部免れるものとする。

B案 保険事故が発生したとしても、

保険契約者又は被保険者に故意があった場合には、〔告知されなかった事実と当該保険事故との間に因果関係がない場合を除き、〕保険者は責任を全部免れるものとし、

保険契約者又は被保険者に重大な過失があった場合には、

(1) 正しい告知がされていたら保険者は保険契約を締結しなかったであろうときは、〔告知されなかった事実と当該保険事故との間に因果関係がない場合を除き、〕保険者は責任を全部免れるものとし、

(2) 正しい告知がされていたら保険者はより高い保険料で保険契約を締結したであろうときは、〔告知されなかった事実と当該保険事故との間に因果関係がない場合を除き、〕一定の方法により保険金を減額した責任を負うものとする。

(問題点) 1 B案(いわゆるプロ・ラタ主義)の採否を検討するに当たっては、次の各点を検討すべきと考えられるが、それぞれについて、どのように考えるか。また、ほかに検討すべき問題点はないか。

規律の適用結果(保険者が引き受けたかどうか、引き受けた場合の保険料の額等の契約の内容)を保険金請求権者において検証することは可能か(保険者は引受基準を明らかにする必要があることになると考えら

れるが、その当否)。

保険契約者間の衡平が害されないか(保険金の支払額が増加し、結局は保険料の増額につながらないか、そもそも重過失による告知義務違反の場合に現行法以上に保険契約者等を保護する必要があるか)。

契約の成立時における危険に関する重要な事項に関する事実(生命保険契約における被保険者の病状等)を厳密に知ることが可能か。

あらゆる給付の内容に対応した規律とすることが可能か(例えば、いわゆる現物給付(1(1)の(補足)1参照)をすることを定める契約や保険金を定期的に支払うことを定める契約にも対応することができる規律を設けることは可能か)。

故意と重過失とを明確に区別することが可能か。

保険契約者等が告知をするインセンティブが失われないか。

- 2 A案(現行商法の立場)について、何か具体的な(現実的な)問題があるか。それは現行商法とは異なる立場を採用しなければ解決不可能なものか。
- 3 本文の「告知されなかった事実と当該保険事故との間に因果関係がない場合」に関し、因果関係の有無の証明責任の所在について、どのように考えるか。

(注) 本文は保険事故が発生した場合における保険者の保険金支払責任に関する規律であるが、これ以外の告知義務違反の効果をもどのように考えるか(現行商法のように、将来に向かって保険契約の解除をすることができるものとするにとどめるか、このほかに、契約は維持した上で保険料の増額請求等を認める仕組みを採用するか)については、本文の規律と併せて、なお検討することとする。

(補足)1 (問題点)1では、プロ・ラタ主義を採用する場合に検討すべき点について問題提起している。

(1) について

は、規律の適用結果の検証可能性について問うものである。

この点、プロ・ラタ主義といっても具体的には様々な規律があり得るが、例えば、保険者として引受け可能である場合には、実際に約定された保険料の額のあるべき保険料の額に対する割合によって保険金を減額するとの規律(保険法部会資料2の第3の1(4)アのB案参照)を採用した場合には、保険金請求権者としては、引受けが可能であったか又は引受けが可能である場合のあるべき保険料の額はいくらであったかについて知らないと、支払われるべき保険金の額を知ることができないが、保険金請求権者は当然にはこれらを知り得る立場にはないよう考えられる。また、正しい告知がされていたら締結されていたであろう契約の内容に従って保険金の額を決定するとの規律(保険法部会資料2の第3

の1(4)アの(補足)3のB(案参照)を採用した場合にも、どのような内容の契約が締結されていたかを保険金請求権者が知ることは困難(又は不可能)と考えられる。

これらについては、適用結果についての証明責任を保険者に課すことによって一定程度解決可能との指摘も考えられるが、一方当事者にしか証拠資料がない場合にその者に証明責任を課すと、反対当事者としては反証のしようがなく、結局は検証を経ることなく一方当事者の主張どおりの結論になってしまうのではないかと懸念(基本法の規律の適用結果についてはある程度両当事者による本証・反証が可能である必要があるとの指摘)もあり得るところである(これに対し、現行商法のような保険事故との間の因果関係の有無によって判断するとの規律であれば、客観的な事実をもとに判断することになるから、上記のような懸念(指摘)は当たらないと考えられる。)。また、保険者に証明責任を課すと、訴訟の場面では、裁判所の心証を形成するに足りる証明をすることから、保険者は引受基準そのもの又は他の事案における結果等を公開の法廷において十分明らかにする必要があることになるが、それが可能か、相当かという問題もあるように考えられる。

さらに、過失の程度等の事情を考慮して合理的な範囲内で保険金を減額するとの規律(保険法部会資料2)の第3の1(4)アの(補足)3のB(案参照)を採用した場合には、上記のような点は問題とならないが、裁判例の集積を待たなければその適用結果が明らかとはならず、また保険金の支払の場面における実務上の混乱も予想されることから、日々の円滑かつ迅速な保険金の支払が害され、ひいては保険金請求権者の保護に欠ける結果とならないかについて検討する必要がある。

加えて、以上の各規律については、いずれも保険契約者等(特に消費者)にとって分かりやすい規律かどうかという観点からも検討する必要があると考えられる。

(2) について

は、保険契約者間の衡平性について問うものである。

この点、現行商法では、義務違反の要件は保険契約者等の故意又は重過失に限られているし、告知されなかった事実と保険事故との間に因果関係がない場合には保険金が支払われることから、プロ・ラタ主義を採用するかどうかは、主に、重大な過失による告知義務違反の場合において、実際に発生した保険事故と告知されなかった事実との間に因果関係があるとき(例えば、告知しなかった事実が原因で被保険者が死亡した場合)に保険契約者等を保護する必要があるかという観点から検討する必要があると考えられる。

この点については、現行の制度の下におけるのと比べて保険金の支払額が増加し、結局は保険料の増額につながらないかという全保険契約者との間の衡平という観点からも検討する必要があると考えられる。

(3) について

は、契約締結時の状況を厳密に知ることが可能かについて問うものである。

(1)において記載したように、保険者において引受けが可能であったか、あるべき契約の内容（あるべき保険料の額等）は何であったかを探求した上で保険金の額を決定する規律を採用し、保険者にその証明責任があるとすると、保険者において告知義務違反が問題となった時点でこれを調査し、明らかにする必要があるが、これが可能かについて検討する必要があると考えられる。

法律上、告知義務違反による解除は契約の成立時から5年間可能であり、告知義務違反が判明した時点では、契約の成立当時の証拠が散逸している可能性もあるし、生命保険契約等において告知義務違反が問題となる事案の中は、契約の成立時に正確に告知していれば診査医による診査を受けていたはずの事案もあり、これが行われていないとすると、その当時の病状等の判断が困難であり、結果的に保険者は引き受けることができなかったことや、あるべき契約の内容（あるべき保険料の額等）を証明することができないことにならないか（これはひいては保険料の増額につながらないか）についても、検討する必要があると考えられる。

(4) について

は、あらゆる給付の内容に対応した規律とすることが可能かについて問うものである。

例えば、現物給付については、給付が可分なものであればともかく、不可分なものであれば、それを割合的に分割することはできないため、保険金受取人に一定の金額を負担させた上で給付をすることも考えられるが、それでは現物給付の有用性が阻害されたり、法律関係が複雑となったりしないかについて検討する必要がある。

また、定期的に給付すべき場合には、すべての給付を合計して結果的に保険金の額を調整することでも足りるようにも考えられるが、現物給付と同じく、法律関係が複雑とならないか等について検討する必要があると考えられる。

さらに、契約によっては、保険事故が発生した場合に様々な給付が同時にされることがあり、そのそれぞれについて減額計算をすることになるのか等についても、併せて検討する必要があると考えられる。

(5) について

は、第1回会議において指摘があった故意と重大な過失の区別について問うものである。

法概念として、「故意（悪意）」と「重大な過失」とは明確に区別されているものであり（例えば、責任保険契約においては、保険契約者等の故意（悪意）の場合は保険者が免責されるのに対し、重大な過失の場合は保険者が免責されないこととされることが多い（自動車損害賠償保障法第14条、第16条第3項、第76条第2項参照。）、故意は直接証拠だけではなく、間接証拠（事実）によっても認定することが可能であるが、これによっても故意が証明されない場合には、明らかに故意が疑われる場合であっても故意があるとはいえない（故意ではない）ということになる（告知義務違反が争われる事案において、判決文上は故意（悪意）又は重過失があるとか、少なくとも重過失があるという判示が多いと指摘されているが、故意と重過失とで法的効果が異なるとすれば、そのどちらであるのかを明確に判断することになる。）

他方で、故意（悪意）かどうかは主観の問題であって、証明が困難であるといわれることもあり、具体的な事案においては、その区別が困難な場合があり得ることは否定できないが、故意かどうかの認定に当たっては、当事者の認識をうかがわせる事実のほか、どのようにして告知を求めたか（告知書の質問の具体性等）や客観的な証拠（健康診断の結果やカルテ等）の存在等も重要な意味を持っていると考えられ、証明の困難性のみならず、これらの事情をも総合的に検討する必要があると考えられる。

(6) について

は、第1回会議において指摘されたところであるが、これについては否定的な指摘もされたことから、 から までとの関係も含め、さらに分析的に検討していく必要があるようにも考えられる。

2 （問題点）2は、現行商法の下で具体的な（現実的な）問題があるか等について問題提起するものである。

この点、学説上、現行商法のように告知されなかった事実と発生した保険事故との間に因果関係がない場合には保険金が支払われる旨の規律を設けることは、告知義務制度の趣旨と矛盾するとか、正確に告知した者との間の衡平を害する等との指摘がされてきた。

しかし、保険契約者は保険料を支払ってきたものであり、これは保険契約者等が契約の成立時に告知をした事実をもとに算定されたものであるところ、告知義務違反の結果告知されなかった事実と発生した保険事故との間に因果関係がない場合には、これを支払うことにも一定の合理性があると考えられる。また、立法論的にも保険契約者保護の観点から現行商法の

上記規律を維持すべきとの提案がされており、この規律には告知義務制度の制裁的効果の緩和機能があるとの指摘もされている。

加えて、第1回会議において、現行商法の下で特段の問題が生じていないのであれば、これを維持するのが合理的である旨の指摘もされたところである。

そこで、現行商法の立場について、何か具体的な（現実的な）問題があるかについて検討するとともに、仮に問題があるとしても、それは現行商法とは異なる立場を採用しなければ解決不可能なものかについても検討する必要があると考えられる。

3（問題点）3は、因果関係の有無の証明責任の所在について、問題提起するものである。

現行商法第678条第2項において準用する第645条第2項では、保険契約者が証明すると規定されており、実際には保険金受取人が保険金請求の場面で証明することになるだろうが、因果関係がないことという消極的事実の証明は一般的には困難といわれているし、生命保険契約や疾病保険契約を念頭におけば、因果関係の証明には医学的知識等が必要となり、保険契約者又は保険金受取人がそのような証明をすることは困難なようにも考えられる（なお、告知義務を現行商法の自発的な申告義務から質問応答義務に改めるのも保険契約者等が医学的知識等に乏しいことが一つの根拠であると考えられる。）

他方で、因果関係の有無が問題となるのは、告知義務違反の要件（危険に関する重要な事項について事実を告知しなかったこと、保険契約者の故意又は重過失等）が保険者によって証明された場合であるから、保険金請求の一般的な要件として消極的事実の証明が求められるわけではない。

以上の点を踏まえ、因果関係の有無の証明責任の所在について検討する必要がある。

（危険に関する重要な事項についての事実の告知関係後注）

本文の規律に反する特約〔で保険契約者、被保険者又は保険金受取人に不利なもの〕は、無効とするものとする。

損害保険契約におけるいわゆる企業保険については任意規定とすべきであるとの指摘に関連して、生命保険契約について任意規定とする必要がある場合はあるか。

契約の更新又は更改の場合にも、改めて保険契約者又は被保険者に対して告知を求め（第1の1(3)ア参照）、その際に告知義務違反があった場合でない限り、告知義務違反を理由として更新又は更改後の契約の解除をすることができないことになると考えられるが、その場合に関する特別の規律を設ける必要はないか。

生存保険契約については、本文の規律及び第1の1(3)のアからウまでの規律と同様の規律は設けないものとする。よいか。

(補足) 1 では、各規律を強行規定とすることを提案している。

告知されなかった事実と発生した保険事故との間に因果関係がない場合には保険金が支払われる旨の規律を強行規定とする場合、告知されなかった事実と発生した保険事故との間に因果関係がない場合にまで保険金を支払わないこととするは許容されないことになるが、この点については、第1回会議において、自動車保険契約や責任保険契約等においては、因果関係の有無によって区別した規律とはしていない旨の指摘や、告知事項には保険事故との間の因果関係を問題にすることができない(保険料の算定の基礎とすることには合理性があるが、事実と保険事故との間の因果関係があるとまていうことは困難である)ものもある旨の指摘がされたところである。

しかし、このような場合に単に本文のA案を採りつつ、因果関係不存在の場合の特則を排除する(因果関係の有無にかかわらず、保険者は常に免責とされるにもかかわらず、保険料を返還する必要はないとする)ことで問題はないか、告知をするインセンティブを失わせない範囲で保険者の責任を認めることはできないのか等について検討する必要があると考えられる。

なお、仮に法律上の規律として本文のA案を採用した場合に、約款等で本文のB案のような規律を採用することができることとすべきかについても、整理する必要があると考えられる。

2 については、保険法部会資料8の第7の2の(補足)参照。

(4) 保険金受取人の指定

保険金受取人は、保険契約の締結時に、保険契約者が保険者に対する意思表示によって指定するものとする。

保険契約者の指定がされなかったときは、保険契約者(保険契約者が被保険者であるときは、その相続人)を保険金受取人に指定したものとみなすものとする。

第三者が保険金受取人であるときは、その第三者は、当然に生命保険契約の利益を享受するものとする。

(現行商法の関連条文)

第647条 保険契約ハ他人ノ為メニモ之ヲ為スコトヲ得此場合ニ於テハ保険契約者ハ保険者ニ対シ保険料ヲ支払フ義務ヲ負フ

第675条 保険金額ヲ受取ルヘキ者力第三者ナルトキハ其第三者ハ当然保険契約ノ利益ヲ享受ス但保険契約者力別段ノ意思ヲ表示シタルトキハ其意思ニ従フ

(略)

第683条 第六百四十条、第六百四十二条、第六百四十三条、第六百四十六条、第六百四十七条、第六百四十九条第一項、第六百五十一条乃至第六百五十三条、第六百五十六条、第六百五十七条、第六百六十三条及ヒ第六百六十四条ノ規定ハ生命保険ニ之ヲ準用ス

(略)

(注1) 現行商法第647条の規律については、第1の1(4)の(注1)参照。

(注2) 本文 及び の規律に反する特約〔で保険契約者又は保険金受取人に不利なもの〕は、無効とするものとする。

本文 の規律は、任意規定とする。

(注3) 生存保険契約についても本文の規律と同様の規律を設けるものとする(ただし、 の括弧内の規律は、死亡保険契約のみに関する規律である。)

(補足) 本文 及び では、保険金受取人の指定と変更との関係について、保険契約締結時に常に保険金受取人の指定がされ、その後にはすべて保険金受取人の変更であると整理することを提案している。

これによれば、例えば、保険契約者が自分で保険金を受け取るつもりで保険金受取人を指定しなかった場合も自己(保険契約者が被保険者である場合には、その相続人)を保険金受取人に指定したことになり、その後には第三者を保険金受取人とすることは保険金受取人の変更になると整理することになる。

この点については、民法の第三者のためにする契約における一般法理や、保険契約締結後の保険金受取人の変更に関する規律(2(4)参照)との関係を踏まえ、なお検討することとする。

(5) 生命保険契約の成立前から保険者が責任を負う旨の定め(いわゆる遡及保険) 【各契約共通事項】

第1の1(5)参照。

(現行商法の関連条文)

第642条 保険契約ノ当時当事者ノ一方又ハ被保険者カ事故ノ生セサルヘキコト又ハ既ニ生シタルコトヲ知レルトキハ其契約ハ無効トス

第683条 第六百四十条、第六百四十二条、第六百四十三条、第六百四十六条、第六百四十七条、第六百四十九条第一項、第六百五十一条乃至第六百五十三条、第六百五十六条、第六百五十七条、第六百六十三条及ヒ第六百六十四条ノ規定ハ生命保険ニ之ヲ準用ス

(略)

(注) 生存保険契約については、本文の規律と同様の規律は設けないものとする。

(6) 生命保険契約の無効・取消しによる保険料の返還 【各契約共通事項】

保険契約が無効である場合又は取り消された場合の保険料の返還に関する規律に関して、次のような考え方があるが、どうか。

A案 特段の規定は設けず、民法の規律にゆだねるものとする考え方

B案 〔保険契約者又は被保険者〕〔保険契約者，被保険者又は保険金受取人〕による詐欺の場合には，保険者は，保険料を返還する義務を負わない旨の規定を設け，その他の場合については特段の規定は設けず，民法の規律にゆだねるものとする考え方

C案 保険契約者，被保険者又は保険金受取人が保険契約締結時に無効・取消事由の存在について悪意〔又は重過失〕で，かつ，保険者が善意〔・無重過失〕であった場合には，保険者は，保険料を返還する義務を負わないものとする考え方

(現行商法の関連条文)

第643条 保険契約ノ全部又ハ一部力無効ナル場合ニ於テ保険契約者及ヒ被保険者力善意ニシテ且重大ナル過失ナキトキハ保険者ニ対シテ保険料ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ請求スルコトヲ得

第683条 第六百四十条、第六百四十二条、第六百四十三条、第六百四十六条、第六百四十七条、第六百四十九条第一項、第六百五十一条乃至第六百五十三条、第六百五十六条、第六百五十七条、第六百六十三条及ヒ第六百六十四条ノ規定ハ生命保険ニ之ヲ準用ス

(略)

(注) 生存保険契約についても本文の規律と同様の規律を設けるものとする。

(補足) 本文の内容については、[保険法部会資料8](#)の第7の1の(補足)参照。

2 生命保険契約の効力・変動

(1) 保険証書の交付・記載事項 【各契約共通事項】

保険者は，生命保険契約の成立後，遅滞なく，保険契約者に対し，保険証書を交付しなければならないものとする。

保険証書には，次に掲げる事項を記載し，保険者がこれに署名し，又は記名押印しなければならないものとする。

(ア) 保険契約の種類

(イ) 保険金額

(ウ) 保険料及びその支払の方法

- (I) 保険期間
- (オ) 保険契約者の氏名又は名称
- (カ) 被保険者の氏名
- (キ) 保険金受取人の氏名又は名称
- (ク) 保険契約締結の年月日
- (ケ) 保険証券作成の年月日

(現行商法の関連条文)

第 6 4 9 条 保険者ハ保険契約者ノ請求ニ因リ保険証券ヲ交付スルコトヲ要ス

保険証券ニハ左ノ事項ヲ記載シ保険者之ニ署名スルコトヲ要ス

- 一 保険ノ目的
- 二 保険者ノ負担シタル危険
- 三 保険価額ヲ定メタルトキハ其価額
- 四 保険金額
- 五 保険料及ヒ其支払ノ方法
- 六 保険期間ヲ定メタルトキハ其始期及ヒ終期
- 七 保険契約者ノ氏名又ハ商号
- 八 保険契約ノ年月日
- 九 保険証券ノ作成地及ヒ其作成ノ年月日

第 6 7 9 条 生命保険証券ニハ第六百四十九条第二項ニ掲ケタル事項ノ外左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 保険契約ノ種類
- 二 被保険者ノ氏名
- 三 保険金額ヲ受取ルヘキ者ヲ定メタルトキハ其者ノ氏名

第 6 8 3 条 第六百四十条、第六百四十二条、第六百四十三条、第六百四十六条、第六百四十七条、第六百四十九条第一項、第六百五十一条乃至第六百五十三条、第六百五十六条、第六百五十七条、第六百六十三条及ヒ第六百六十四条ノ規定ハ生命保険ニ之ヲ準用ス

(略)

(注 1) 生命保険契約における保険証券の記載事項については、現行商法第 6 4 9 条第 2 項第 2 号の「保険者ノ負担シタル危険」と同法第 6 7 9 条第 1 号の「保険契約ノ種類」との関係を含め、なお検討することとする。

(注 2) 生存保険契約についても本文の規律と同様の規律を設けるものとする。

(注 3) 本文の規律は、任意規定とする(第 1 の 2 (1) の (注 2) 及び (補足) 参照)。

(2) 保険料請求権の消滅時効 【各契約共通事項】

第1の2(2)参照。

(現行商法の関連条文)

第663条 保険金額支払ノ義務及ヒ保険料返還ノ義務ハ二年保険料支払ノ義務ハ一年ヲ経過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

第683条 第六百四十条、第六百四十二条、第六百四十三条、第六百四十六条、第六百四十七条、第六百四十九条第一項、第六百五十一条乃至第六百五十三条、第六百五十六条、第六百五十七条、第六百六十三条及ヒ第六百六十四条ノ規定ハ生命保険ニ之ヲ準用ス

(略)

(注1) 生存保険契約についても本文の規律と同様の規律を設けるものとする。

(注2) 本文の規律の性質(強行規定か任意規定か)については、第1の3(7)の(注2)参照。

(3) 保険金請求権の処分

保険事故の発生前に行う保険金請求権の譲渡又は質入れは、被保険者の同意がなければ、その効力を生じないものとする。

(現行商法の関連条文)

第674条 他人ノ死亡ニ因リテ保険金額ノ支払ヲ為スヘキコトヲ定ムル保険契約ニハ其者ノ同意アルコトヲ要ス但被保険者カ保険金額ヲ受取ルヘキ者ナルトキハ此限ニ在ラス

前項ノ保険契約ニ因リテ生シタル権利ノ譲渡ニハ被保険者ノ同意アルコトヲ要ス

保険契約者カ被保険者ナル場合ニ於テ保険金額ヲ受取ルヘキ者カ其権利ヲ譲渡ストキ又ハ第一項但書ノ場合ニ於テ権利ヲ譲受ケタル者カ更ニ之ヲ譲渡ストキ亦同シ

(注1) 現行商法第674条第2項及び第3項は保険金請求権の譲渡に関する規律であるが、本文では、保険金請求権の質入れの場合にも同様の規律を設けている。

なお、同法第674条では、保険契約者が被保険者でない場合(同条第2項)と保険契約者が被保険者である場合(同条第3項)とを分けて規律しているが、譲渡に関する規律という点で共通していることから、本文では一本の規律としているが、その規定振りについては、なお検討することとする。

(注2) 本文の同意は、譲渡については譲渡契約の当事者である譲受人又は譲渡人に対して、質入れについては質権設定契約の当事者である質権者又は質権設定者に対して、それぞれすれば足りると考えられる(1(2)アの(注1)参照)。

(注3) 現行商法第674条第3項ただし書の後半部分と関連し、保険契約締結時に

被保険者の同意を得る必要がない場合(1(2)イ参照)において、保険金請求権の譲渡等をするときの規律の在り方については、保険契約締結時の規律の在り方をも踏まえ、なお検討することとする。

(注4) 保険契約者による契約上の地位の譲渡についても被保険者の同意がなければその効力を生じないものとするについて、なお検討することとする。

(注5) 本文の規律に反する特約(被保険者の同意を不要とする旨の特約)は、無効とするものとする。

(注6) 他人を被保険者とする生存保険契約については、本文の規律と同様の規律は設けない(現行商法第674条第2項及び第3項と同じく、被保険者の同意を効力要件とはしない)ものとする。

(4) 保険金受取人の変更

(現行商法の関連条文)

第675条 保険金額ヲ受取ルヘキ者力第三者ナルトキハ其第三者ハ当然保険契約ノ利益ヲ享受ス但保険契約者力別段ノ意思ヲ表示シタルトキハ其意思ニ従フ

前項但書ノ規定ニ依リ保険契約者力保険金額ヲ受取ルヘキ者ヲ指定又ハ変更スル権利ヲ有スル場合ニ於テ其権利ヲ行ハスシテ死亡シタルトキハ保険金額ヲ受取ルヘキ者ノ権利ハ之ニ因リテ確定ス

第676条 保険金額ヲ受取ルヘキ者力被保険者ニ非サル第三者ナル場合ニ於テ其者力死亡シタルトキハ保険契約者ハ更ニ保険金額ヲ受取ルヘキ者ヲ指定スルコトヲ得

保険契約者力前項ニ定メタル権利ヲ行ハスシテ死亡シタルトキハ保険金額ヲ受取ルヘキ者ノ相続人ヲ以テ保険金額ヲ受取ルヘキ者トス

第677条 保険契約者力契約後保険金額ヲ受取ルヘキ者ヲ指定又ハ変更シタルトキハ保険者ニ其指定又ハ変更ヲ通知スルニ非サレハ之ヲ以テ保険者ニ対抗スルコトヲ得ス

第六百七十四条第一項ノ規定ハ前項ノ指定及ヒ変更ニ之ヲ準用ス

ア 保険金受取人の変更の意思表示

(ア) 生前の意思表示による保険金受取人の変更

A案 保険契約者は、保険事故が発生するまでの間、保険者に対する意思表示によって、保険金受取人を変更することができるものとする。

B案 保険契約者は、保険事故が発生するまでの間、保険者、保険金受取人又は変更によって保険金受取人になるべき者に対す

る意思表示によって、保険金受取人を変更することができるものとする。

保険金受取人の変更は、その通知を發した時に、その効力を生ずるものとする。

保険金受取人の変更は、保険契約者が保険者に通知をしなければ、保険者に対抗することができないものとする。

(問題点) 保険金受取人の変更の効力要件については、第5回会議において、これを相手方のある意思表示とする本文の各案のほかに、相手方のない意思表示としつつ、これを書面によってしなければならないものとする考え方(C案)も指摘されたが、以上のそれぞれの考え方について、次のような点を踏まえて、どのように考えるか。

保険金受取人に指定されていたXが保険金を請求し、保険金の支払を受けた後に、保険契約者がYに対して保険金受取人をYに変更する旨を告げていたが保険者には通知していなかったことが判明した。

A案を採用すれば、Xは保険金を保持し続けることができるが、B案又はC案を採用すれば、XはYからの保険金相当額の支払請求に応じなければならない。Yの請求の根拠は不当利得に基づく返還請求と考えられるから、その請求権については利得(保険金の受領)時から10年間消滅時効が完成しない。

保険金受取人に指定されていたXが保険事故発生前に保険金請求権を譲渡し、又は質権の目的としていた場合や、Xの債権者が保険事故発生前にXを債務者として保険金請求権について差押命令を得ていた場合において、その譲受人、質権者又は差押債権者が保険金の支払を受けたときにも、と同様の事態が考えられる。なお、保険事故発生後にXの債権者が保険金請求権について差押命令を得た場合等にも同様のことが考えられる。

各案を採用した場合の帰結は に記載したのと同じであるが、B案又はC案を採用した場合には、更に複雑な事態も考えられる。すなわち、質権者や差押債権者は、保険金で債権の回収をしたものと信じ、その後は債務者であるXに対する債権について請求をしないであろうから、その債権が商行為によって生じたものである場合等には、その債権について消滅時効が完成した後に、取得した保険金相当額の返還を求められる事態等も生じ得る。

保険事故が発生した後、被保険者の相続人の1人であるXが保険金受取人に指定されていたことから、Xが保険金を取得することを考慮の上で遺産分割協議をしたり、場合によっては、民法第903条の類

推適用により保険金が特別受益に準じて受戻しの対象となる（最判平成 16.10.29 民集 58・7・1979 参照）ことを前提に処理がされていたりすることがあり得る。その後、保険契約者が Y に対して保険金受取人を Y に変更する旨を告げていたが保険者には通知していなかったことが判明した。

A 案を採用すれば問題は生じないが、B 案又は C 案を採用した場合には、遺産分割協議後にその前提が崩れる事態等が生じ得る（そのような事態は、保険金受取人に指定されていた相続人の 1 人が保険金を受領した時から 10 年間生ずる可能性があることについて、参照。）

保険契約者兼被保険者は保険金受取人を X に指定していたが、雑談の中で Y に対して保険金を受け取るよう告げた。その後、やはり Y ではなく X に保険金を取得させるのが適当だと考え、保険者には何も通知しなかった。保険事故が発生した後、X が保険金を請求し、保険金の支払を受けた。

A 案を採用すれば、保険契約者の意思どおり X は保険金を保持し続けることができるが、B 案又は C 案を採用すれば、Y は X に対して保険金相当額の支払請求をすることができることになる。

保険契約者兼被保険者が保険金受取人を X に変更する旨の遺言をし、その後に死亡したことから、その遺言に従って X に保険金が支払われた。その後、保険契約者の遺品の中から遺言書の記載にかかわらず保険金受取人を Y に変更する旨の記載のある紙が発見された。

A 案又は B 案を採用すれば、X は保険金を保持し続けることができるが、C 案を採用すれば、X は Y からの保険金相当額の支払請求に応じなければならない（民法第 1023 条第 1 項参照。しかも、C 案によれば、保険契約者が生前に保険金受取人を Y に変更すると紙に書いたのを見た旨をだれかが証言しただけで、上記請求が認められることも想定し得る。なお、そのような事態は、X が保険金を受領した時から 10 年間生ずる可能性があることについて、参照。）

保険契約者兼被保険者が X を保険金受取人に指定しており、保険事故が発生したことから、X が保険者に対して保険金の支払請求訴訟を提起したところ、保険者は X が被保険者を殺害したことを理由に免責を主張し、これが認められて X の支払請求は棄却された。その後、保険契約者が生前に Y に対して保険金受取人を Y に変更する旨を告げていたが保険者には通知していなかったことが判明した。

B 案又は C 案を採用すれば、保険者は、対抗要件としての通知が具備されていない以上、保険金の支払を拒むことができることになるが、そうすると、保険契約者の相続人が通知をする場合を除き、Y が保険

金を取得するための手段はないようにも考えられる（これに対し、A案を採用すれば、保険金受取人の変更の意思表示が保険者に到達しているのが通常であるから、保険者はXからの請求については保険金受取人からの請求ではないという理由で拒むことになり、別途Yが保険者に対して保険金の請求をすることができることになる。）。

（注1） 現行商法上は、保険契約者が保険金受取人の変更権を留保した場合に限り、保険契約者は保険金受取人の変更権を有すると解されている（同法第675条第1項ただし書参照）が、本文では、保険契約者は保険契約締結後に自由に保険金受取人を変更することができるものとしている（保険金受取人の指定と変更との関係については、1(4)の（補足）参照。）。

また、現行商法上は、保険契約者が保険金受取人を変更することができる時期について規定されていないが、本文では、保険事故発生時までにする必要があることを明示している（保険契約者が保険金受取人でもある場合には、保険契約者は、保険事故発生後に保険金請求権を譲渡し、又は質権の目的とすることはできる。）。

なお、本文の保険金受取人の変更の意思表示の法的性質等は現行商法における保険金受取人の変更の意思表示と同じであり、保険金受取人や保険者の同意なく、保険契約者の一方的意思表示によってその効力を生ずることになる。また、保険金受取人が当然に利益を享受することについては、1(4)の本文 参照。

（注2） A案及びB案は、保険金受取人の変更の意思表示を相手方のある意思表示とすることを前提にするものである。

本文 では、保険契約者が保険金受取人を変更する旨の意思表示を発した時に、保険金受取人の変更の効力を生ずる（保険契約者が意思表示を発した後到達するまでの間に保険事故が発生した場合にも保険金受取人の変更の効力は生ずる）こととしている。

また、本文 では、保険者が二重弁済の危険にさらされることを防止するために、保険者に対する通知を保険者に対する対抗要件としている（A案では、通常は、保険金受取人の変更の意思表示の到達が本文 の「通知」に当たると考えられるが、その意思表示が到達しなかったときは、改めて保険金受取人を変更した旨の通知をする必要がある。）。なお、対抗要件としての通知は、保険事故発生後にもすることができ、また保険契約者が死亡した場合には、その相続人がすることになる。

（注3） 保険契約者が保険金受取人を変更しない旨の意思を表示したり、保険金受取人が保険金を取得しない旨の意思を表示したりした場合の法律関係については、なお検討することとする。

（注4） 生存保険契約についても本文の規律と同様の規律を設けるものとする。

(注5) 本文の規律は、任意規定とする。

(補足) 1 本文及び(問題点)では、保険金受取人の変更の要件(保険金受取人の変更の意思表示は相手方のある意思表示か、相手方のない意思表示か、相手方のある意思表示であるとしてその相手方はだれか)について、問題提起している。

現行商法上、保険金受取人の変更の意思表示の相手方に関する明文の規定はなく、学説上争いがある(最判昭和62.10.29民集41・7・1527は、保険者又は新旧保険金受取人に対する意思表示であるとしたものといわれている。)ことから、本文では、これを明文で定めることを前提として、その規律について両案を併記するとともに、(問題点)において、具体的な問題点を踏まえた検討をすることとしている(なお、第7回会議において、生命保険契約のうち一定の契約(例えば、被保険者が任意に加入し、実質的に保険料の負担をする団体生命保険契約等)においては、被保険者が保険契約者に対して保険金受取人の変更を申し出た時に保険金受取人の変更の効力を生ずるものとすべき旨の指摘がされたが、本文のような規律を前提とすれば、事案によっては、そのような解釈がされる余地も十分あるように考えられる。)。

この問題を考えるに当たっては、保険契約者の意思の尊重もさることながら、保険金受取人の変更の意思表示が形成権であるといわれていることとの関係上、その行使によって法的に不安定な事態が生じることがないかという観点からの検討も重要であり、このような観点からも検討する必要がある。

(問題点) は、保険金受取人に指定されていた者の法的安定性の観点からの問題提起であるが、B案やC案によると、保険金受取人は、保険金を受領してから10年間もの間、保険金相当額の支払請求を受けるかもしれないという地位に置かれることになる。

(問題点) は、保険金請求権の譲受人や質権者、差押債権者の法的安定性の観点からの問題提起であるが、B案やC案によると、(問題点)と同様の点に加え、これらの者は保険金を取得することができないということとどまらない不利益を被るおそれがあるようにも考えられる。

(問題点) は、被保険者の相続人の法的安定性の観点からの問題提起であり、(問題点) や と同じく、B案やC案を採用すると不合理な結論とならないかについて、検討する必要があると考えられる。

(問題点) は、B案やC案の根拠とされる保険契約者の意思の尊重の必要性という観点からの問題提起である。

第5回会議において、A案よりもB案又はC案の方が保険金受取人の変更が広く認められることになり、保険契約者の意思が尊重されることにな

るといふ利点がある旨の指摘がされたが、(問題点) に掲げたような事案においては、B案又はC案を採用しても、保険契約者の真意に合致しない結論となる事案もあるとの指摘がされている。むしろ、保険金受取人の変更という重大な法律関係の変動をもたらす形成権の行使については、その意思表示の相手方を契約当事者である保険者に限った方が法律関係が簡明となり、また、契約当事者である保険者に対する意思表示によるということが、形成権という法的性質との関係でも自然な法律構成ではないかと考えられる。

(問題点) は、イのように、遺言による保険金受取人の変更に関する規律を設けることとの関係について問題提起するものである。

すなわち、C案を採用すると、(問題点) のような場合には、保険金受取人がYに変更されることになるが、これは法的安定性を害することにならないかという観点からの検討が必要と考えられる。これが法的安定性を害するとすれば、その原因は保険契約者以外の者が認識することができない形の意思表示を認めることにあると考えられる。

また、C案を徹底すれば、(問題点) の事案で遺言書が作成された後に新たな遺言書が作成されたが、その遺言が無効であったという場合にも、保険金受取人の変更の部分についてはその旨の意思表示がされたということになるが、遺言が無効であるにもかかわらずその一部(保険金受取人の変更の部分)だけは実体法上の効力が生じているとみることが、保険金受取人の変更を遺言事項とすることとの関係で説明が困難であるとも考えられる(さらに、(問題点) 記載の点とも関連するが、遺言者としては、遺言が全体として有効であるという前提でその内容を決めているのが通常であろうから、保険金受取人の変更の部分だけを取り出して、常にその効力が生じているとするのは、遺言者すなわち保険契約者の意思にも反すると考えられる。)

(問題点) は、保険者以外の者に対する意思表示によって保険金受取人を変更することができるとする結果生ずる不都合について、問題提起するものである。

(問題点) の事案においては、保険者に対する通知が対抗要件である以上、保険者はYに対して保険金を支払うことも可能ではあるが、保険者がYに対する支払を拒んだ場合にYがとり得る手段は必ずしも明らかではなく、このような事態が生ずると、保険契約者の意思に反することになると考えられる。

2 (注5)では、本文の規律を任意規定とすることを提案している。

これは、第5回会議における御指摘(保険金受取人の変更を認めず、又は一定の場合に限って保険金受取人の変更を認める旨の特約をする必要

がある旨の御指摘)を踏まえたものである。

もっとも、形成権という法的性質上、保険金受取人の変更を認める場合に、本文と異なる方法によることは許容されないようにも思われるが、この点については、なお検討することとする。

(イ) 遺言による保険金受取人の変更

(ア)にかかわらず、保険金受取人の変更は、遺言によってすることができる。

(問題点) 1 遺言による場合にも、保険者に対する通知を保険者に対する対抗要件とする必要があると考えられるが、だれがするかについては、例えば、次のような仕組みが考えられるが、どうか。

(1) 保険契約者の相続人の全員又は一部の者がするものとする考え方

(2) 遺言執行者(民法第1006条、第1010条参照)がするものとする考え方

2 保険金受取人の変更の意思表示の要素について、どのように考えるか。

(注1) 現行法上、保険金受取人の変更は遺言事項として法定されておらず、遺言で保険金受取人を変更することができるかについては争いがあることから、本文では、これを遺言事項とすることを提案している。

(注2) 本文では、他人を被保険者とする生命保険契約についても、遺言による保険金受取人の変更を認めることを前提としている。また、被保険者の同意(ウ参照)を得る必要があるときは、遅くとも保険事故が発生する時まで被保険者の同意がされる必要があると考えられる。

(注3) 遺言による保険金受取人の変更は、遺言の効力の発生(民法第985条)によってその効力を生ずると考えられる。

(注4) 生存保険契約についても本文の規律と同様の規律を設けるものとする。

(注5) 本文の規律は、任意規定とする。

(補足) 1 (問題点) 1は、保険者に対する通知の方法について問題提起している。

この点について何らの規律も設けない場合には、保険契約者の相続人がすることになる(全員がする必要があるかどうかについては、検討を要する。)が、保険契約者が被保険者でもあり、遺言で保険金受取人が保険契約者の相続人の全部又は一部に変更されたような場合にまで、常に遺言執行者を選任しなければならないものとする必要はないと考えられる。

そもそも保険者に対する通知は保険者が二重弁済の危険にさらされるのを防ぐために要求されるものであることからすれば、保険者が遺言

の内容を確認することができる限り、常に相続人の全員で通知をしなければならないとする理由は乏しいようにも考えられる。

他方で、遺言で保険金受取人が保険契約者の相続人以外の者に変更された場合等には、その相続人と保険金受取人との間で感情的な対立等が生じ得ることから、認知（民法第781条第2項、戸籍法第64条）や推定相続人の廃除・取消し（民法第893条、第894条第2項）等と同じく、遺言執行者によることとすべきとの考え方（(2)の考え方）もあり得るが、このような考え方を採用すれば、保険契約者の相続人が通知することに異存がない場合であっても、常に遺言執行者を選任する必要があることになる（この場合には、遺言執行者の報酬が必要となり得る。）こと等を踏まえ、私人間の契約について、このような規律とすることの当否について検討する必要がある。

2 （問題点）2は、保険金受取人の変更の意思表示の要素は何かについて、問題提起するものである。

この点については、[保険法部会資料6](#)の第5の4(1)イの(注)1の()において、遺言の必要的記載事項を法定する必要があるかという形で問題提起していたが、どのようなことを遺言書に記載すれば保険金受取人の変更の効力が認められるかということは、遺言による保険金受取人の変更の場合に特有の問題ではなく、生前の意思表示による保険金受取人の変更の場合にも共通する問題と考えられる。すなわち、保険金受取人の変更の効力が生ずるためには、保険金受取人の変更の意思が表示されたとみることができることが必要であり、そのためには、どの契約について、保険金受取人をだれに変更するのかが（保険金額のうち一部についてだけ保険金受取人を変更する場合には、その対象と割合も）特定されている必要があるところ、これは生前の意思表示による保険金受取人の変更にも共通する問題であり、遺言の場合にだけ何らかの特別の規律を設けることは考え難い。

なお、生前の意思表示による保険金受取人の変更については、保険契約者の保険者に対する表示を合理的かつ客観的に解釈して定めるべきと解されている（最判昭和58.9.8民集37・7・918）が、遺言の解釈に当たっては、遺言者の真意を探究すべきと解されている（最判昭和58.3.18判時1075・115）ことから、遺言による保険金受取人の変更については、このような解釈が妥当すると考えられるものの、これは遺言による保険金受取人の変更に限ったことではなく、遺言による保険金受取人の変更についてだけ特別の規律を設ける必要はないと考えられる。

とはいえ、現行法の下において、何か実務上の問題があるとすれば、それを参考にしつつ、立法論という観点から検討することも考えられること

から、改めて問題提起している。

3 本文及び(注2)では、他人を被保険者とする生命保険契約についても、遺言による保険金受取人の変更を認めることを提案している。

これは、遺言による保険金受取人の変更を認める以上、生前の意思表示の場合よりも適用範囲を限定すべき理由はないという考えに基づくものであるが、死亡保険契約における被保険者の同意(ウ参照)との関係を整理しておく必要があると考えられる。

この点については、被保険者の同意が必要とされている趣旨に照らして、遺言の効力発生時(民法第985条参照)までに限る必要はなく、保険事故が発生する時に被保険者の同意が存在していれば足りると考えられる。

4 (注5)では、本文の規律を任意規定とすることを提案している。

これは、(ア)の(注5)と同じ考えに基づくものであり、生前の意思表示による保険金受取人の変更と同じく、遺言による保険金受取人の変更を認めないことや、保険金受取人となるべき者を一定の者に限定することも可能と考えられる(なお、保険契約者が保険金受取人を変更しない旨の意思表示をしていたときの法律関係については、(ア)の(注3)参照)。

ただし、遺言による保険金受取人の変更を許容する場合には、(問題点)1に記載の点を含め、相続法に関する規律と異なる特約は許容されないと考えられる。

(ウ) 被保険者の同意

他人を被保険者とする死亡保険契約の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じないものとする。

(注1) 本文の同意の相手方については、生前の意思表示による保険金受取人の変更の規律(ア参照)を踏まえ、なお検討することとする。

(注2) 保険契約締結時に被保険者の同意を得る必要がない場合(1(2)イ参照)や保険金受取人を被保険者に変更する場合における、保険金受取人の変更の規律の在り方については、保険契約締結時の規律の在り方をも踏まえ、なお検討することとする。

(注3) 本文の規律に反する特約は、無効とするものとする。

(注4) 他人を被保険者とする生存保険契約については、本文の規律と同様の規律は設けない(被保険者の同意を効力要件とはしない)ものとする。

イ 保険事故発生前に保険金受取人が死亡した場合の規律

保険金受取人が被保険者でない場合において、その保険金受取人が死

亡したときは、保険契約者は、〔保険金受取人を変更しない旨を約したときであっても、〕保険事故が発生するまでの間、保険金受取人を変更することができるものとする。

の場合において、保険契約者が保険金受取人を変更しない間に保険事故が発生したときは、保険金受取人の相続人（その者が相続の開始後保険事故が発生するまでの間に死亡した場合にあっては、その相続人）を保険金受取人とするものとする。

（問題点） 本文 によって保険金受取人となる者が二人以上いる場合、その権利の割合について特別の規律を設けなければ、別段の意思表示がないときは、平等の割合になる（民法第427条参照）ところ、この点について、保険金受取人の相続人の相続分によって決すべきとの考え方があるが、どうか。仮にこのような考え方を採用する場合には、各保険金受取人の権利の割合の計算方法について、具体的にどのように考えるか。

（注1） 本文 は、保険金受取人の相続人のうち保険事故発生時に生存している者、その相続人が保険事故発生時まで死亡しているときはその相続人（その相続人が死亡しているときは更にその順次の相続人）を保険金受取人とするものであるが、その規定振りについては、なお検討することとする。

なお、本文 に関連して、保険金受取人が死亡した時点で に記載した者が保険金受取人としての地位を取得することになることを明確に規定する必要があるかどうかについては、なお検討することとする。

（注2） 生存保険契約についても本文の規律と同様の規律を設けるものとする。

（注3） 本文の規律は、任意規定とする。したがって、約款等であらかじめ保険金受取人が死亡した場合にだれが保険金受取人に変更されるのかについて定めている場合等には、本文 や の規律は適用されない（ア(ア)の(補足)2参照）。

（注4） 現行商法第675条第2項の規律を削除し、保険契約者が死亡したときは、その相続人が保険金受取人を変更することができる（ただし、保険契約者が保険金受取人を変更しない旨を約していた場合は、この限りでない。）こととする。なお、本文 は、現行商法第676条第2項とは異なり、保険金受取人の死亡後保険事故が発生する前に保険契約者が死亡した場合にも、その相続人が保険金受取人を変更することができることを前提としている。

（補足） （問題点）では、第5回会議における御指摘を踏まえ、各保険金受取人の権利の割合について問題提起している。

この点について、最判平成5.9.7民集47・7・4740は、民法第427条の規定によって、原則として平等の割合によると判示している。

これについては、 は保険契約者が保険金受取人を変更しなかった場合の規律であり、保険契約者の意思のみを前提として考えることは相当ではない

と考えられることを踏まえ、民法第427条の特則を規定するまでの必要性があるのかという観点から検討する必要があると考えられる。

また、保険事故が発生した時に保険金受取人の相続人が全員生存していれば、その相続分によって権利の割合を決することで問題ないと考えられるものの、相続人のうち一部の者が死亡していた場合等には、その相続分によって計算することはできないから、便宜上その相続人は相続人ではなかったと仮定して民法第900条以下の規定に従って「相続分」の計算をし直すこと等が必要となるが、それでよいか、被相続人が遺言による相続分の指定（同法第902条）をしていたときや、特別受益（同法第903条、第904条）や寄与分（同法第904条の2）を考慮する必要があるときには、それを前提に「相続分」を計算する必要があることとすべきか等についても、検討する必要があると考えられる。

(5) 危険の増加 【各契約共通事項】

第1の2(3)参照。

（現行商法の関連条文）

第656条 保険期間中危険力保険契約者又ハ被保険者ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リテ著シク変更又ハ増加シタルトキハ保険契約ハ其効力ヲ失フ

第657条 保険期間中危険力保険契約者又ハ被保険者ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ因リテ著シク変更又ハ増加シタルトキハ保険者ハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得但し其解除ハ将来ニ向テノミ其効力ヲ生ス

前項ノ場合ニ於テ保険契約者又ハ被保険者カ危険ノ著シク変更又ハ増加シタルコトヲ知リタルトキハ遅滞ナク之ヲ保険者ニ通知スルコトヲ要ス若シ其通知ヲ怠リタルトキハ保険者ハ危険ノ変更又ハ増加ノ時ヨリ保険契約カ其効力ヲ失ヒタルモノト看做スコトヲ得

保険者カ前項ノ通知ヲ受ケ又ハ危険ノ変更若クハ増加ヲ知リタル後遅滞ナク契約ノ解除ヲ為ササルトキハ其契約ヲ承認シタルモノト看做ス

第683条 第六百四十条、第六百四十二条、第六百四十三条、第六百四十六条、第六百四十七条、第六百四十九条第一項、第六百五十一条乃至第六百五十三条、第六百五十六条、第六百五十七条、第六百六十三条及ヒ第六百六十四条ノ規定ハ生命保険ニ之ヲ準用ス

（略）

（注） 生存保険契約については、本文の規律と同様の規律は設けないものとする。

（補足） 危険の増加の規律については、告知義務に関する規律（1(3)参照）も踏まえ、なお検討することとする。

(6) 危険の減少 【各契約共通事項】

第1の2(4)参照。

(現行商法の関連条文)

第646条 保険契約ノ当事者カ特別ノ危険ヲ斟酌シテ保険料ノ額ヲ定メタル場合ニ於テ保険期間中其危険カ消滅シタルトキハ保険契約者ハ将来ニ向テ保険料ノ減額ヲ請求スルコトヲ得

第683条 第六百四十条、第六百四十二条、第六百四十三条、第六百四十六条、第六百四十七条、第六百四十九条第一項、第六百五十一条乃至第六百五十三条、第六百五十六条、第六百五十七条、第六百六十三条及ヒ第六百六十四条ノ規定ハ生命保険ニ之ヲ準用ス

(略)

(注) 生存保険契約については、本文の規律と同様の規律は設けないものとする。

(補足) 危険の減少の規律については、危険の増加に関する規律(5)参照)も踏まえ、なお検討することとする。